

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 住居集合地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び<u>第一種住居地域</u>並びに同号に掲げる第二種住居地域及び準住居地域(第4条第1項第1号において「準住居集合地域」という。)をいう。</p> <p>(3)～(7) 一略一</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 住居集合地域 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、<u>第一種住居地域及び田園住居地域</u>並びに同号に掲げる第二種住居地域及び準住居地域(第4条第1項第1号において「準住居集合地域」という。)をいう。</p> <p>(3)～(7) 一略一</p>